

1 日 時 令和3年10月27日（水） 13時15分～15時10分

2 場 所 帯広市民文化ホール 第1会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	小林 聖恵	(帯广大谷短期大学准教授)
副部会長	谷 昌幸	(帯広畜産大学教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	金子 ゆかり	(金子設計事務所 一級建築士)
特別委員	植松 秀訓	((一社)帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	寅尾 昌史
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	佐藤 日南
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課長	齋野 二裕
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	義煎 航平

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「みなみ野ショッピングセンター」（帯広市）の法第6条第2項（変更）の届出について
- ・ 「（仮称）サツドラ紋別市本町店」（紋別市）の法第5条第1項（新設）の届出について
- ・ 「スーパーオーケーセンター音更店」（音更町）の法第6条第2項（変更）の届出について

6 議事要旨

(1) 事務局から「みなみ野ショッピングセンター」（帯広市）の法第6条第2項（変更）の届出について、審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境維持の観点から審議を行った。施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(2) 事務局から「（仮称）サツドラ紋別市本町店」（紋別市）の法第5条第1項（新設）の届について、審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境維持の観点から審議を行った。委員から意見は出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な意見)

- ・ 駐輪場マスをはみ出して駐輪することにより、通路や車路が狭くならないよう留意願いたい。
- ・ 荷捌き施設への入出庫の際の歩行者等への安全確認を徹底願いたい。

(3) 事務局から「スーパーオーケーセンター音更店」（音更町）の法第6条第2項（変更）の届出について、審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境維持の観点から審議を行った。委員から意見は出されたが、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(主な意見)

- ・ 車いす等での来店者が、判りやすく利用しやすい運営を行っていただきたい。
- ・ 外売場の配置等届出どおり運営されているかについて適宜確認が必要ではないか。

(4) 「ペットワールドPROX 音更店」（音更町）の法第5条第1項（新設）の届出について、事務的説明を行った。

(5) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり

## 別紙

### 答申

#### みなみ野ショッピングセンター

##### (答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

##### (理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

帯広市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

別紙

答申 （仮称）サツドラ紋別市本町店

（答 申）

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

（理 由）

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

紋別市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

## 別紙

### 答申

#### スーパーオーケーセンター音更店

#### (答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

#### (理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

音更町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。